

**平成30年度及び令和元年度青少年健全育成審議会提言
～コミュニティサイト等に起因した青少年の性的搾取等への対応～
及び府の取組について**

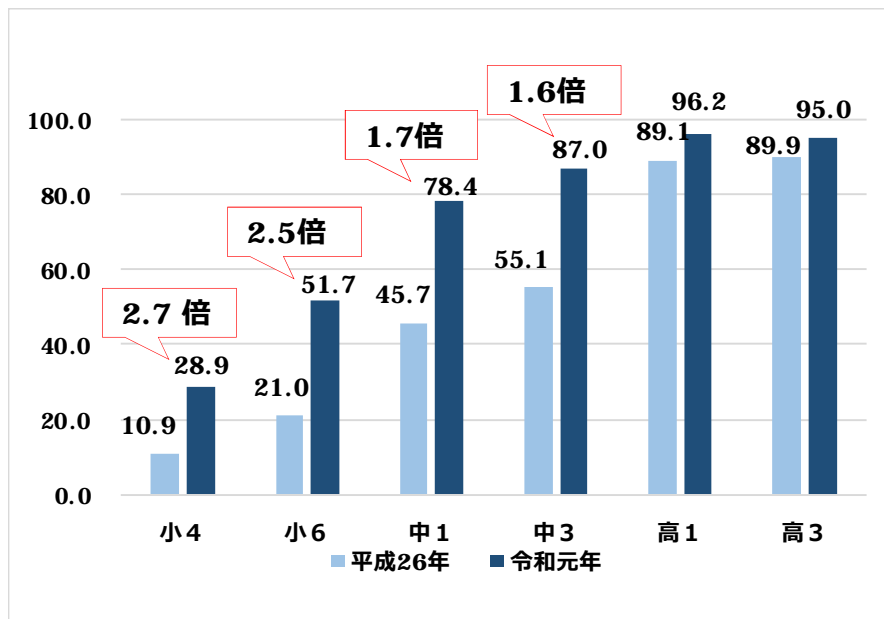
1. SNS等に起因した性被害の現状①

1

- 昨今、スマートフォン等の普及により、青少年を取り巻く環境が大きく変化。
⇒児童が自らを撮影した画像に伴う被害（自画撮り被害）が急増

大阪府内小・中・高校生のスマートフォン所持率

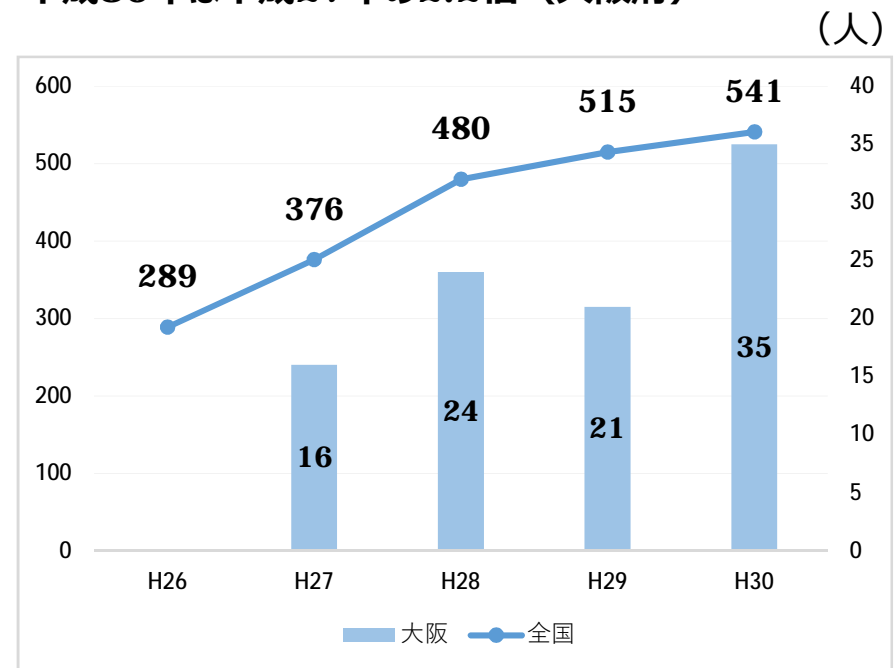
スマホ所持率は、間年間で急増し、
小学6年生で約5割、中学3年生で約9割



大阪府「OSAKAスマホアンケート」

児童が自らを撮影した画像に伴う被害に遭った児童の推移

平成30年は平成27年の2.2倍（大阪府）



出典：警察庁HP

【自画撮り被害の実例】 出典：警察庁広報資料より

- ① 大人が男性モデルの写真を使い、偽名で男子大学生になりすまし、SNSで知り合った女子中学生らに裸の画像を送信させた。
- ② 大人が女子中学生になりすまし、SNSで知り合った女子小学生に悩みを相談するなどして年齢の近い同姓と誤信させ、裸の画像を送信させた。

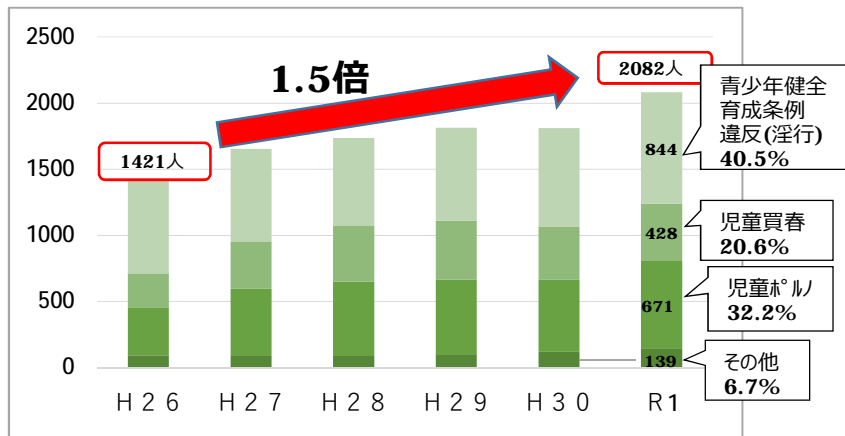
1. SNS等に起因した性被害の現状②

- SNS等に起因した青少年の被害の形態は多様。

⇒SNS上で見ず知らずの大人と容易に接触することができ、人となりをよく知らない大人と直接会って被害に発展するケースが増加

SNSに起因する被害児童数（全国）

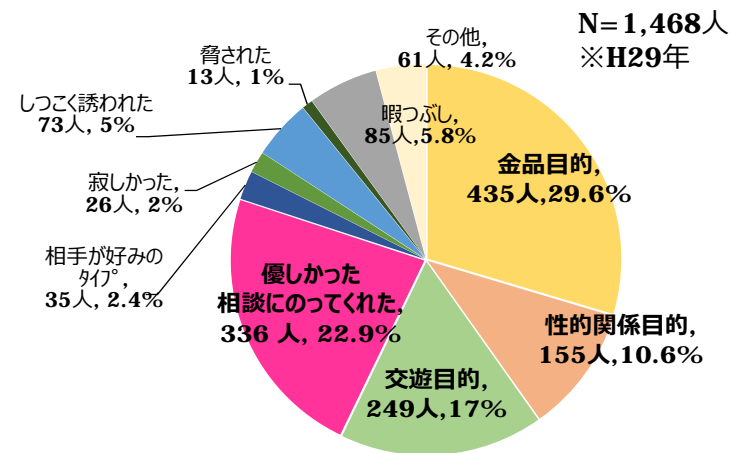
令和元年の被害児童数は、平成26年の1.5倍



出典：警察庁「H30年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況(SNSに起因する被害状況)」

被害児童が被疑者に会った理由(SNS起因:全国)

最も多い理由が「金品目的」、次いで「優しくなった相談にのってくれた」が多い



出典：警察庁「H29年におけるSNS等に起因する被害児童の現状と対策について (SNSに起因する被害の現状)」

【性被害の実例】

- ① 大人と青少年がSNS上で知り合い、悩みを聞き出した上、「会って相談に乗る」と申し向け、実際に会って性交に至った。青少年は相談相手を失いたくないと思い、断り切れず性交に応じた。
- ② 青少年が大人に対して好意を抱き、又は性への興味から青少年が働きかけて性行為に至った。

2. 青少年健全育成審議会の提言①

- 大阪府から平成30年6月に、当審議会に「SNS等に起因した青少年の性的搾取への対応について」問題提起。当審議会は、この問題を専門的見地から調査・審議するため、特別部会を設置し、審議。

【審議経過】

- H30年6月～ 青少年がSNS等でのやり取りを端緒に性被害等に遭わないよう、未然防止の観点からいわゆる「自画撮り被害」への対策に加え、児童買春や淫行など青少年を性的対象とする性的搾取への対策や、青少年自らがデート援助交際を求める書き込みや、下着等の使用済み古物の買受けを求める書き込みへの対策も含めて検討。（審議会 2回、特別部会 5回）
- H30年11月 府への提言
- R 1年5月～ 継続審議となった淫行、デート援助交際等の規制の在り方について、大阪地方検察庁やスクールカウンセラー等から意見聴取を行いながら集中審議。（審議会 1回、特別部会等 7回）
- R 1年12月 府への提言

＜性的搾取等の類型と対応区分 整理表＞

性的搾取等の類型 対応区分		a.児童ポルノ等 (自画撮り被害)	b.児童買春・淫行	c.デート援助交際 (パパ活) d.使用済み古物の買受等
		規制以外の対応	(H30年度提言) ・教育・啓発、相談機能の充実強化	(H30年度提言) ・同左
規制による対応	本体行為(被害後)に係る規制	(現行法令) ・児童買春・児童ポルノ禁止法 (H30年度提言) ・同法の重罰化等の要望	(現行法令) ・児童買春・児童ポルノ禁止法 ・児童福祉法 ・刑法(強制性交等) ・条例(淫行) (R1年度提言) ・法規制の要望 ・条例の見直し	(現行法令) ・c なし ・d 条例(着用済み下着の買受け等の禁止)
	要求行為(被害前)に係る規制	(H30年度提言) ・法規制の要望 ・条例による規制	(現行法令) ・刑法(脅迫罪等)が適用可能な場合あり	(現行法令) ・c なし ・d 条例(着用済み下着の買受け等の勧誘行為の禁止)

- [特別部会委員]
- ・角野茂樹
(関西外国語大学名誉教授)
 - ・松風勝代 ((社福)希望の杜園長)
 - ・曾我部真裕
(京都大学大学院法学研究科教授)
 - ・園田 寿【部会長】
(甲南大学法科大学院教授)
 - ・竹内和雄 (兵庫県立大学准教授)
 - ・八山真由子 (大阪弁護士会)
 - ・大西雅美/田尻由美子
(府立高等学校長協会副会長)

2. 青少年健全育成審議会の提言②

【平成30年度・令和元年度 提言要旨】

○被害防止に向けた教育・啓発、相談機能等の充実・強化

（平成30年度提言）

青少年自身の情報の取捨選択能力や危険を見極める力等を高めることが必要であることから、青少年や保護者等への教育・啓発及び相談機能の一層の充実・強化に取り組むことが何より重要である。

- i 青少年の主体的な取組による教育・啓発の充実
- ii 適切な情報提供による効果的な教育・啓発
- iii インターネットに潜む危険性やフィルタリングの意義に関する保護者の知識向上
- iv 相談機能等の充実・強化（相談しやすい環境づくり）
- v 事業者等との連携

（令和元年度提言）

平成30年提言に加え、青少年がSNS上にデート援助交際等を求める書き込みをした場合に、その危険性を直接伝える新たな仕組みを検討すべきである。

また、SNS上で悪意を持って青少年に近づこうとする大人に対して直接警告を発するような取組を検討すべきである。

○国への法改正等の働きかけ

（平成30年度提言）

インターネット上の行為への規制を地域限定の条例で対応するには限界があることから、国に対し法改正等を働きかけるべきである。

- i 青少年に対する性犯罪の重罰化等
 - ・自画撮り被害をはじめとした性的搾取に係る要求行為に対する規制については、児童買春・児童ポルノ禁止法（児童ポルノの製造・提供等、児童買春ほか）と一体的に検討すべき。
 - ・被害を抑止する効果を高めるため、本体行為を禁止している児童買春・児童ポルノ禁止法の重罰化を国に求めていくべき。
- ii フィルタリング利用の義務化
- iii SNS事業者等への要請

（令和元年度提言）

淫行処罰規定を含んだ性犯罪の規制は法律で行うことが相応しいことから、これを国に求めていくべきである。

2. 青少年健全育成審議会の提言③

【平成30年度・令和元年度 提言要旨】

○ 条例による対応

（平成30年度提言）

青少年を性的搾取から守るため、大阪府として可能な限りの対策を講じるべきであり、条例による対応も必要である。

i 自画撮り被害防止のための規制

・規制する行為及び対象

自画撮り画像の要求行為については、青少年とやり取りを重ねて好意を抱かせた上で要求するなどその手口は様々である。

一人でも多くの青少年を被害から守るため、要求方法の如何にかかわらず禁止すべき。

要求相手が交際相手や友人の場合であっても画像拡散のリスク等があることから、相手との関係を問わず何人も対象とすべき。

・罰則について

被害実態や犯罪手口を踏まえ、青少年が拒絶しているにもかかわらず要求する行為や、威迫し、欺き、困惑させて要求する行為、対償を供与し又はその約束をして要求する行為といった、青少年の判断能力の未熟さにつけ込む悪質性の相当程度に高い要求行為に限定して罰則を付するのが適当である。

（令和元年度提言）

府条例第39条第2項について、構成要件の明確化に留意しつつも、「淫行」についての昭和60年最高裁判決に準じるなど構成要件を緩和し、青少年を性的欲望の対象として扱っているような事例にまで規制の範囲を広げるべきである。

i 第39条（青少年に対する淫らな性行為及びわいせつな行為）の見直しの方向性

・規制の対象範囲

SNS等を端緒とした性被害の実態を踏まえた要件の緩和が必要。

青少年が拒否できない状態又は困惑状態の下で行われる性行為等は規制の対象とすべき。

青少年側から働きかけて性行為に至っても、青少年の成長に悪影響を及ぼすおそれがある場合は、規定の対象とすべきとの意見が多数。

・構成要件

事例が積みあがっている昭和60年最高裁判決に準じた規定とすることが考えられる。

- 教育啓発については以下の3本柱で取り組む。
 - (1) SNS等インターネットを活用した啓発
 - (2) 学校や学年単位の教育
 - (3) 青少年や保護者等へ広く周知

(1) SNS等インターネットを活用した啓発 ～ネット上の問題にはネットに対応～

■ ターゲティング啓発【R2年度新規】

- ・ SNS等で特定のキーワード（援助交際・パパ活等）を検索したり書き込んだりした場合に、注意や警告の画像等を自動的に当該者の閲覧しているSNS等に発信

ターゲティング啓発の表示イメージ⇒

■ おおさかSNS子ども安心サイトの開設【R1年度新規】

- ・ SNS上での危険を回避する力を身に付けるためのスマホ対応の子ども向け啓発サイト
- ・ ネットリテラシーテスト、トラブル回避動画集、相談先一覧、保護者等大人向けメニュー（家庭でのルールづくり等）



(2) 学校や学年単位の教育 ～青少年自らが共に考える～

■ スマホ・SNS安全教室【R2年度拡充】

- ・ネットトラブルの低年齢化に対応するため、府警本部サイバー犯罪対策課と連携し、主に小学生を対象に年齢の近い大学生（防犯ボランティア）が講師となる出張講座を実施（R1年度（実績）50回）
- ・携帯電話事業者等と連携し、児童・生徒や保護者、教員等に対し、スマホに潜む危険性やその対処方法等についての出張講座を実施（R1年度（実績）41回）

■ O S A K Aスマホサミット

- ・スマホの適切な使用方法等を青少年自らが考え、発表するイベント。ワークショップで議論を重ねた上で、年1回発表（R1年度（実績）小中高15校が参加。来場者300人）

■ 事例・教材集を作成し、府内全ての小・中・高等学校、支援学校等へ配布

- ・上記のスマホ・SNS安全教室の教材の一部や性被害等の現状・危険性を分かりやすく伝える教材等を収録

■ 非行防止・犯罪被害防止教室

- ・少年サポートセンター（府・府警）が小学5年生を対象に実施している本教室において、スマホ利用時の安全対策等についても教育（R1年度（実績）1,000校中900校で実施／うち自画撮り被害について教育している実績663校で実施）

(3) 青少年や保護者等へ広く周知 ～みんなで青少年を守る～

■ 子どもと大人が考える被害防止のためのフォーラム【R2年度新規】

- ・SNS等の利用実態や被害事例を青少年と保護者等で共有し、被害防止対策等について考えるためのフォーラムを開催
- 啓発キャンペーン（7月の少年非行・被害防止啓発キャンペーン等）などによる周知・啓発
- 青少年に関わる者への指導要請

- 府国家要望（最重点項目）や全国知事会、近畿ブロック知事会において要望

3-3 条例改正① 自画撮り被害防止のための規制

- 青少年に対し児童ポルノを要求する行為を禁止（H31.4.1施行。罰則は、同年6.1施行）

【青少年健全育成条例】

第四十二条の二 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春・児童ポルノ禁止法第二条第三項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。)の提供を求めてはならない。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一、二 略

三 第四十二条の二の規定に違反した者であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を求めた者

ロ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該提供を求めた者

3-3 条例改正②淫行処罰規定

9

【青少年健全育成条例】

(R2.6.1施行)

改正後	改正前
<p>(淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止)</p> <p>第三十九条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>一 (同右)</p> <p><u>二 青少年に対し、威迫し、欺き、若しくは困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた不当な手段を用い、又は当該青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として性行為又はわいせつな行為を行うこと。</u></p> <p>三 (同右)</p>	<p>(淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止)</p> <p>第三十九条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>一 青少年に金品その他の財産上の利益、役務若しくは職務を供与し、又はこれらを供与する約束で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）第二条第二項に該当するものを除く。）。</p> <p><u>二 専ら性的欲望を満足させる目的で、青少年を威迫し、欺き、又は困惑させて、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。</u></p> <p><u>三 性行為又はわいせつな行為を行うことの周旋を受け、青少年に対し当該周旋に係る性行為又はわいせつな行為を行うこと。</u></p> <p>四 青少年に売春若しくは刑罰法令に触れる行為を行わせる目的又は青少年にこれらの行為を行わせるおそれのある者に引き渡す目的で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。</p>